

## 小規模企業共済契約者貸付の取扱いについて

3月11日に発生した東日本大震災で被災された皆さまに心よりお見舞いを申し上げます。

一日も早い復旧を心からお祈り申し上げます。

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「中小機構」）より受託しております「小規模企業共済契約者貸付」に関し、「東日本大震災に対する小規模企業共済制度の特例措置」および「計画停電等の実施に伴う金融経営安定貸付の適用条件の緩和」が実施されております。

当該措置等のうち、「特例災害時貸付」・「緊急経営安定貸付」につきましては中小機構に直接お申込みを頂く必要がございます。

ご契約者の皆さまには大変お手数をお掛け致しますが、本件に関するお申込み・ご照会等につきましては、中小機構 小規模共済融資課（代表03-3433-8811）まで直接ご連絡頂きますよう、お願い申し上げます。

### 【お問い合わせ・お申込み先等】

	お問い合わせ先	お申込み先	お借入手続き
特例災害時貸付	中小機構	中小機構	当金庫(※)
緊急経営安定貸付			

※中小機構による審査後、当金庫にてお借入の手続きをしていただきます。

本件に関する照会先  
独立行政法人 中小企業基盤整備機構  
小規模共済融資課  
代表(03-3433-8811)